



# 後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

★保険課25-1245

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新されます

新しい後期高齢者医療被保険者証(以下「保険証」といふ)を7月中旬に特定記録郵便で送ります。7月下旬までに届かない場合は、保険課へお問い合わせください。古い保険証は、記載内容がわからないようにご自身で処分してください。

医療機関での窓口負担割合が見直されます

後期高齢者医療制度の被保険者が、医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年中の所得等をもとに判定を行います。負担割合は、新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。

申請により窓口負担の限度額が適用されます

①被保険者が住民税非課税世帯(世帯全員が所得申告済みで住民税非課税の世帯)の方

申請により医療機関での支払いが負担区分に応じた金額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証を発行しています。前年度に認定証を発行されている方で、今年度も非課税世帯の方には新しい認定証を7月下旬に送ります。



後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減  
保険料の均等割額軽減割合について、令和元年度から段階的に軽減特例措置が縮小・廃止され、今年度は、8・5割軽減の対象者は7・75割軽減に、8割軽減の対象者は7割軽減に変わります。詳しくは7月中旬に送付する保険料額決定通知書等に同封の「保険料のしおり」をご確認ください。

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減  
保険料の納め方  
方が適用されます。  
保険料額決定通知書等が届いたら、同封の「後期高齢者医療保険料の納付について」をご確認ください。

傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主等)が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に、同じ世帯の被保険者の保険料を減免します。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の身近な相談窓口

業務紹介

- ▼総合相談・支援 介護、福祉などの悩みや相談に、専門職が対応し、問題解決のための支援をしています。
- ▼権利擁護 安心して暮らすために、さまざまな権利を守ることに努めています。
- ▼成年後見制度の紹介や、虐待の相談や早期発見・防止などの対応、消費者被害に对应します。
- ▼介護予防ケアマネジメント 自立した生活が送れるように、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。要支援に認定された方や、事業対象者と判定された方のケアプランを作成し、介護予防サービスが受けられるように調整を行います。
- ▼包括的・継続的ケアマネジメント 皆さんを支える地域のケアマネジャーの支援や、より暮らしやすい地域にするためのネットワークづくりを努めています。

担当地域

本庄西地域包括支援センター  
本庄市社会福祉協議会

所在 本庄市銀座1-1-1

☎22-7088

本庄西地域 千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・(照若町)・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井

本庄東地域包括支援センター  
安誠園

所在 本庄市小和瀬1-6-6

☎22-6262

本庄東地域 本庄・東台・日の出・寿・朝日町・(台町)・(諏訪町)・(本町)・鵜森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手

本庄南地域包括支援センター  
シャローム

所在 本庄市今井1-2-5-1

☎23-9580

本庄南地域 南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台

児玉地域包括支援センター

所在 本庄市児玉町金屋1-3

02-1-731545

児玉地域全域 ※( )は、通称名地区です。

認知症の方を地域で支える取り組み

刃心 認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくりには、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し、支え合うことが大切です。

認知症家族の会本庄

認知症の方を介護する家族が集まり、思いを語り合う会を実施しています。認知症の

オレンジカフェ認知症カフェ

市内に6か所あり、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう、認知症の方やご家族をはじめ、どなたでも気軽に集うことができます。

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る「応援者」となる認知症サポーターを養成する講座です。

認知症サポーターステッアップ講座

認知症サポーターとして活動してみたい、認知症の人やその家族への声かけや見守りに関する知識を身につけたいという方のための講座です。

生活支援コーディネーターを配置しています

高齢者の方が介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護のサービスだけでなく、地域における生活支援や介護予防のサービス(生活支援等サービス)が必要です。

市では、生活支援等サービスの体制を整備するため、市全域を単位とする「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を1名、また、日常生活圏域を活動範囲とする地域包括支援センター4か所に1名ずつ、合計5名の生活支援コーディネーターを配置しています。

